（その１）　※収支報告書は、提出されたものがそのままインターネット上において公表されます。

千葉県選挙管理委員会
29. 3. 30
千選管第　　号

収支報告書　（平成 28 年分）

※該当する区分に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
☑ 政党の支部	☐ 政党
☐ その他の政治団体（後援会等）	☐ 政治資金団体
☐ その他の政治団体の支部	☐ 政治資金規正法第18条の2第１項の規定による政治団体

活動区域の区分
☐ ２以上の都道府県の区域等
☑ 同一の都道府県の区域内

（ふりがな）（にほんきょうさんとうちばけんいいんかい）

1　政治団体の名称　日本共産党千葉県委員会

2　主たる事務所の所在地　千葉市中央区新千葉3-16-15

3　代表者の氏名　浮揚　幸裕

4　会計責任者の氏名　松田　義明

問合せ先

（担当者）　大西　航

（電話）　043-241-4251

【留意事項】
国会議員関係政治団体については，1万円を超える支出を記載し，コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお，すべての領収書を保管すること。

国会議員関係政治団体の区分
（政治資金規正法第１９条の７第１項）
☐ 第１号に係る国会議員関係政治団体
☐ 第２号に係る国会議員関係政治団体
・公職の候補者の氏名
・公職の種類
（該当する方に○→）　（　現職　・　候補者　）
・国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
☐ 1年を通じて適用
☐ 対象年の途中での適用の異動あり
（「異動あり」の場合のみ以下を記入）
平成　年　月　日から平成　年　月　日まで

資金管理団体の指定の有無
☑ 無
☐ 有
（以下　指定「有」の場合のみ記載）
・公職の種類
（該当する方に○→）　（　現職　・　候補者　）
・資金管理団体の届出をした者の氏名
・資金管理団体の指定の期間
☐ 1年を通じて適用
☐ 対象年の途中での適用の異動あり
（「異動あり」の場合のみ以下を記入）
平成　年　月　日から平成　年　月　日まで

注意
（1）この表紙に記載する内容は、問合せ先の欄を除き、政治団体に関して届出た内容と一致すること。
（2）記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の押印が必要です。
（3）提出にあたっては、記載されたページのみ提出してください。

（下欄は選挙管理委員会が記載。政治団体は何も記載しないこと）

団体コード	年分	届出年月日	翌年への繰越金
100540	28	290330	¥43,604,928

✓△○

収　支　の　状　況

全団体必要

（その２）　注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）宣誓書は提出しなければならない。

１．収支の総括表

				千億	百万	千	円
(1) 収入総額（①＋②）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0	1	0		399,	899,	559
①（前年からの繰越額）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0	2	0		17,	547,	967
②（本年の収入額＝A＋B＋C＋D＋E＋F＋G）・・・・・・・・・・	0	3	0		382,	351,	592
(2) 支出総額（表(その13-1)の合計額）・・・・・・・・・・・・	0	4	0		356,	294,	631
(3) 翌年への繰越額（(1)－(2)）・・・・・・・・・・・・・・・・	0	5	0		43,	604,	928

※収支がない場合であっても、０１０～０５０の欄にはすべて記入すること。

２．収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

				千億	百万	千	円
金額 A ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0	6	0		36,	785,	087
員数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0	7	0			92,	228人

(2) 寄附

ア 寄附（イを除く。）の区分	行番			千億	百万	千	円	備考
(ｱ) 個人からの寄附	0	8	0		58,	648,	230	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
〔うち特定寄附〕	0	9	0					
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	1	0	0					内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ｳ) 政治団体からの寄附	1	1	0					内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小計（ア）＋（イ）＋（ウ）	1	2	0		58,	648,	230	080～110の小計を記載すること。
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕	1	3	0					内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政党匿名寄附	1	4	0					内訳を表(その9)へ記載すること。
合計 B （ア＋イ）	1	5	0		58,	648,	230	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。
※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

（その６）

（６）その他の収入

	摘要	金額	収入年月日	備考
	土地・建物売却	14,400,000	H28. 2. 25	いすみ市高谷字台畑
	宣伝カー貸出料	180,000	H28. 9. 2	千葉県選挙管理委員会
800	この頁の小計	14,580,000		
810	１件10万円未満のもの	6,478		→※10万円未満のその他の収入については、合算してこの欄に記載すること。
900	合計 G	14,586,478		

注意．預金利子や貸付返戻金などについて記載するもので、「摘要」欄にはその区分を記載すること。
ただし、１件10万円未満の収入については、「１件１０万円未満のもの」欄に合算して記載するだけでよい。

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額（十億 百万 千 円）	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			日本共産党中央委員会	20,410,052	H28. 1. 29	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-26-7	
			〃	18,788,378	H28. 2. 29	〃	
			〃	18,204,442	H28. 3. 31	〃	
			〃	18,062,010	H28. 4. 28	〃	
			〃	18,114,073	H28. 5. 31	〃	
			〃	23,392,879	H28. 6. 30	〃	
			〃	22,479,973	H28. 7. 29	〃	
			〃	17,414,004	H28. 8. 31	〃	
			〃	17,345,264	H28. 9. 30	〃	
			〃	17,161,330	H28. 10. 31	〃	
			〃	18,434,344	H28. 11. 30	〃	
			〃	23,815,548	H28. 12. 30	〃	
8	0	0	この頁の小計	233,622,297			
9	0	0	合計 F				

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			日本共産党千葉県中部地区委員会			860,	811	H28. 1. 29	千葉市花見川区検見川町5-255-１	
			〃			771,	822	H28. 2. 29	〃	
			〃			801,	857	H28. 3. 31	〃	
			〃			786,	628	H28. 4. 28	〃	
			〃			841,	006	H28. 5. 31	〃	
			〃			728,	854	H28. 6. 30	〃	
			〃			838,	837	H28. 7. 29	〃	
			〃			761,	604	H28. 8. 31	〃	
			〃			792,	985	H28. 9. 30	〃	
			〃			781,	317	H28. 10. 31	〃	
			〃			781,	221	H28. 11. 30	〃	
			〃			783,	327	H28. 12. 30	〃	
8	0	0	この頁の小計			9,	530, 269			
9	0	0	合計 F							

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			日本共産党千葉県西部地区委員会			656,	411	H28. 1. 29	船橋市二和東6-41-20	
			〃			514,	550	H28. 2. 29	〃	
			〃			538,	075	H28. 3. 31	〃	
			〃			743,	946	H28. 4. 28	〃	
			〃			547,	938	H28. 5. 31	〃	
			〃			562,	710	H28. 6. 30	〃	
			〃			608,	609	H28. 7. 29	〃	
			〃			503,	742	H28. 8. 31	〃	
			〃			542,	260	H28. 9. 30	〃	
			〃			538,	155	H28. 10. 31	〃	
			〃			594,	624	H28. 11. 30	〃	
			〃			605,	820	H28. 12. 30	〃	
8	0	0	この頁の小計			6, 956,	840			
9	0	0	合計 F							

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			日本共産党千葉県市川・浦安地区委員会			281,	725	H28. 1. 29	市川市八幡2-8-2	
			〃			281,	475	H28. 2. 29	〃	
			〃			235,	600	H28. 3. 31	〃	
			〃			281,	025	H28. 4. 28	〃	
			〃			247,	025	H28. 5. 31	〃	
			〃			272,	225	H28. 6. 30	〃	
			〃			273,	625	H28. 7. 29	〃	
			〃			225,	500	H28. 8. 31	〃	
			〃			225,	725	H28. 9. 30	〃	
			〃			277,	625	H28. 10. 31	〃	
			〃			280,	775	H28. 11. 30	〃	
			〃			283,	625	H28. 12. 30	〃	
8	0	0	この頁の小計			3, 165,	950			
9	0	0	合計 F							

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			日本共産党千葉県松戸・鎌ヶ谷地区委員会			456,	119	H28. 1. 29	松戸市千駄堀1810-2	
			〃			393,	179	H28. 2. 29	〃	
			〃			356,	817	H28. 3. 31	〃	
			〃			407,	141	H28. 4. 28	〃	
			〃			361,	865	H28. 5. 31	〃	
			〃			347,	831	H28. 6. 30	〃	
			〃			378,	982	H28. 7. 29	〃	
			〃			371,	219	H28. 8. 31	〃	
			〃			376,	420	H28. 9. 30	〃	
			〃			363,	270	H28. 10. 31	〃	
			〃			682,	874	H28. 11. 30	〃	
			〃			379,	032	H28. 12. 30	〃	
8	0	0	この頁の小計			4, 874,	749			
9	0	0	合計 F							

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			日本共産党千葉県東葛地区委員会			618,	076	H28. 1. 29	柏市増尾台1-2-16	
			〃			506,	387	H28. 2. 29	〃	
			〃			437,	037	H28. 3. 31	〃	
			〃			617,	322	H28. 4. 28	〃	
			〃			445,	822	H28. 5. 31	〃	
			〃			425,	962	H28. 6. 30	〃	
			〃			550,	137	H28. 7. 29	〃	
			〃			405,	855	H28. 8. 31	〃	
			〃			497,	173	H28. 9. 30	〃	
			〃			498,	863	H28. 10. 31	〃	
			〃			524,	650	H28. 11. 30	〃	
			〃			512,	896	H28. 12. 30	〃	
8	0	0	この頁の小計			6, 040,	180			
9	0	0	合計 F							

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			日本共産党千葉県印旛地区委員会			225,	035	H28. 1. 29	佐倉市鏑木町487-5	
			〃			190,	060	H28. 2. 29	〃	
			〃			170,	962	H28. 3. 31	〃	
			〃			263,	656	H28. 4. 28	〃	
			〃			185,	295	H28. 5. 31	〃	
			〃			171,	461	H28. 6. 30	〃	
			〃			189,	012	H28. 7. 29	〃	
			〃			180,	222	H28. 8. 31	〃	
			〃			198,	748	H28. 9. 30	〃	
			〃			188,	283	H28. 10. 31	〃	
			〃			192,	139	H28. 11. 30	〃	
			〃			240,	505	H28. 12. 30	〃	
8	0	0	この頁の小計			2, 395,	378			
9	0	0	合計 F							

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			日本共産党千葉県北部地区委員会			141,	204	H28. 1. 29	旭市口1404-1	
			〃			83,	080	H28. 2. 29	〃	
			〃			91,	280	H28. 3. 31	〃	
			〃			134,	538	H28. 4. 28	〃	
			〃			83,	301	H28. 5. 31	〃	
			〃			90,	459	H28. 6. 30	〃	
			〃			114,	412	H28. 7. 29	〃	
			〃			79,	334	H28. 8. 31	〃	
			〃			87,	977	H28. 9. 30	〃	
			〃			86,	980	H28. 10. 31	〃	
			〃			103,	034	H28. 11. 30	〃	
			〃			132,	255	H28. 12. 30	〃	
8	0	0	この頁の小計			1, 227,	854			
9	0	0	合計 F							

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額（十億 / 百万 / 千 / 円）	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			日本共産党千葉県東部地区委員会	290,564	H28. 1. 29	茂原市高師571-6	
			〃	216,701	H28. 2. 29	〃	
			〃	220,961	H28. 3. 31	〃	
			〃	239,105	H28. 4. 28	〃	
			〃	197,674	H28. 5. 31	〃	
			〃	199,834	H28. 6. 30	〃	
			〃	224,456	H28. 7. 29	〃	
			〃	181,578	H28. 8. 31	〃	
			〃	202,950	H28. 9. 30	〃	
			〃	217,836	H28. 10. 31	〃	
			〃	258,927	H28. 11. 30	〃	
			〃	195,740	H28. 12. 30	〃	
8	0	0	この頁の小計	2,646,326			
9	0	0	合計 F				

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額（十億 百万 千 円）	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			日本共産党千葉県南部地区委員会	154,791	H28.1.29	木更津市新宿12-9	
			〃	171,971	H28.2.29	〃	
			〃	131,891	H28.3.31	〃	
			〃	163,891	H28.4.28	〃	
			〃	167,616	H28.5.31	〃	
			〃	146,458	H28.6.30	〃	
			〃	188,091	H28.7.29	〃	
			〃	139,666	H28.8.31	〃	
			〃	152,316	H28.9.30	〃	
			〃	133,816	H28.10.31	〃	
			〃	154,741	H28.11.30	〃	
			〃	166,706	H28.12.30	〃	
8	0	0	この頁の小計	1,871,954			
9	0	0	合計 F	272,331,797			

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			加藤　英雄		2,	700,	000		柏市豊四季台2-1-42-204	県議会議員	
						500,	000	H28. 4. 25			
					1,	200,	000	H28. 7. 25			
					1,	000,	000	H28. 12. 25			
			丸山　慎一		2,	700,	000		船橋市本町7-21-6-709	県議会議員	
						500,	000	H28. 4. 25			
					1,	200,	000	H28. 7. 25			
					1,	000,	000	H28. 12. 25			
			岡田　幸子		2,	700,	000		市川市八幡1-18-16	県議会議員	
						500,	000	H28. 4. 25			
					1,	200,	000	H28. 7. 25			
					1,	000,	000	H28. 12. 25			
8	0	0	この頁の小計		8,	100,	000				
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
			寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
			寺尾　賢	2,700,000		千葉市花見川区畑町868-4	県議会議員	
				500,000	H28.4.25			
				1,200,000	H28.7.25			
				1,000,000	H28.12.25			
			三輪　由美	2,700,000		松戸市八ヶ崎2-13-5-701	県議会議員	
				500,000	H28.4.25			
				1,200,000	H28.7.25			
				1,000,000	H28.12.25			
			雨宮　正子	20,000		船橋市習志野台3-11-1-201	無職	
				10,000	H28.6.23			
				10,000	H28.12.27			
8	0	0	この頁の小計	5,420,000				
8	1	0	その他の寄附			→ ※ 下記注意(1)参照。		
9	0	0	合計			→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
			寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
			池田　幹幸	20,000		松戸市栗ヶ沢825-12	無職	
				10,000	H28.6.28			
				10,000	H28.12.22			
			大谷　貞夫	90,000		千葉市花見川区宮野木台1-5-55	無職	
				50,000	H28.7.6			
				40,000	H28.12.3			
			大原　由子	66,000		船橋市夏見台1-2-7-401	無職	
				55,500	H28.6.27			
				10,500	H28.12.31			
			小柴　玲子	30,000		千葉市稲毛区小仲台7-3-1ルネ稲毛フォレスタ棟918号	無職	
				10,000	H28.6.14			
				20,000	H28.11.25			
8	0	0	この頁の小計	206,000				
8	1	0	その他の寄附			→ ※ 下記注意(1)参照。		
9	0	0	合計			→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）			寄附者の氏名	金額	年月日	寄附者の区分	個人	
						住所	職業	備考
			酒井　洋子	700,000		千葉市中央区松波2-3-14	無職	
				400,000	H28.5.26			
				300,000	H28.12.20			
			四野見　正敏	43,600		千葉市花見川区幕張町4-1814-1-312	会社員	
				10,000	H28.6.24			
				33,600	H28.11.30			
			鈴木　正彦	37,200		柏市藤心3-4-23	無職	
				10,000	H28.6.22			
				27,200	H28.12.6			
			園田　智子	20,000		神奈川県横浜市磯子区久木町6-25	無職	
				10,000	H28.6.27			
				10,000	H28.12.8			
8	0	0	この頁の小計	800,800				
8	1	0	その他の寄附			→ ※ 下記注意(1)参照。		
9	0	0	合計			→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
			寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
			大久　重雄	60,000		八街市八街ほ996-12	無職	
				50,000	H28.6.2			
				10,000	H28.12.15			
			高橋　晴雄	20,000		四街道市みそら4-24-12	無職	
				10,000	H28.6.23			
				10,000	H28.12.21			
			常岡　和子	10,000		習志野市秋津2-1-4-506	無職	
				5,000	H28.7.4			
				5,000	H28.12.21			
			古瀬　雅子	10,000		千葉市稲毛区小中台町365-123	無職	
				5,000	H28.7.4			
				5,000	H28.12.21			
8	0	0	この頁の小計	100,000				
8	1	0	その他の寄附			→ ※ 下記注意(1)参照。		
9	0	0	合計			→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
			寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
			成山　昌夫	40,000		白井市大山口2-7-9	無職	
				20,000	H28.6.6			
				10,000	H28.8.21			
				10,000	H28.12.1			
			古田　玲子	200,000		松戸市緑ヶ丘2-240	無職	
				100,000	H28.5.20			
				100,000	H28.6.17			
			細山　公子	60,000		船橋市飯山満町3-1519-1-601	医師	
				10,000	H28.2.19			
				50,000	H28.8.5			
8	0	0	この頁の小計	300,000				
8	1	0	その他の寄附			→ ※ 下記注意(1)参照。		
9	0	0	合計			→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）					寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
			松山　力	80,000		船橋市習志野1-7-21	無職	
				50,000	H28.7.26			
				30,000	H28.11.25			
			森田　恭子	10,000		千葉市花見川区横戸台41-7	無職	
				5,000	H28.7.4			
				5,000	H28.12.21			
			結城　久輔	308,600		千葉市美浜区高洲2-6-6-105	無職	
				40,000	H28.9.20			
				268,600	H28.12.20			
			横山　幹雄	21,200		松戸市大橋358-6	無職	
				11,200	H28.6.16			
				10,000	H28.6.19			
8	0	0	この頁の小計	419,800				
8	1	0	その他の寄附					
9	0	0	合計					

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
			寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
			花井　透	93,400		千葉市美浜区幸町1-11-1-203	医師	
				10,000	H28. 2. 16			
				10,000	H28. 6. 29			
				73,400	H28. 12. 28			
			瑞慶山　茂	20,000		松戸市松戸728-7	弁護士	
				10,000	H28. 8. 3			
				10,000	H28. 12. 19			
			白井　幸男	100,900		船橋市本町1-13-10-701	弁護士	
				20,000	H28. 2. 22			
				80,900	H28. 12. 30			
8	0	0	この頁の小計	214,300				
8	1	0	その他の寄附			→ ※ 下記注意(1)参照。		
9	0	0	合計			→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）			寄附者の氏名	金額	年月日	寄附者の区分	個人	
						住所	職業	備考
			浮揚　幸裕	120,000		船橋市夏見2-5-6-402	政党役員	
				50,000	H28. 7. 24			
				70,000	H28. 12. 16			
			中丸　素明	20,000	H28. 2. 23	千葉市緑区鎌取町273-182	弁護士	
			勝見　和弘	50,000	H28. 2. 10	成田市玉造5-12-4	無職	
			小林　洋二	50,000	H28. 6. 9	茂原市真名1662	無職	
			香月　義彰	100,000	H28. 2. 23	我孫子市我孫子2-5-1522	無職	
			飯塚　榮司	100,000	H28. 6. 6	千葉市中央区院内2-20-6	団体職員	
			平賀　幹男	10,000	H28. 6. 13	いすみ市岬町東中滝116	無職	
			本島　勲	20,000	H28. 6. 14	我孫子市船戸3-2-5	無職	
			酒井　健一	200,000	H28. 6. 24	千葉市中央区松波2-3-14	無職	
			大久保　紀雄	10,000	H28. 6. 29	千葉市中央区星久喜町751-46	無職	
			行木　幹雄	10,000	H28. 7. 11	千葉市美浜区高洲3-15-5-1304	無職	
			黒川　高志	40,000	H28. 7. 8	栃木県下野市仁良川1507	会社員	
8	0	0	この頁の小計	730,000				
8	1	0	その他の寄附		→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計		→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
			寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
			山口　淳一	40,000	H28. 7. 8	東京都品川区豊町4-18-4-101	会社員	
			熊岡　洋一	10,000	H28. 6. 28	東京都西東京市6-9-11	無職	
			野村　武人	20,000	H28. 6. 23	君津市中野3-3-18	無職	
			野口　靖子	20,000	H28. 7. 1	佐倉市中志津5-10-2	無職	
			佐久間　良和	10,000	H28. 6. 27	習志野市東習志野3-8-18	無職	
			天野　光則	30,000	H28. 6. 27	東京都世田谷区太子堂5-33-7	無職	
			池田　宏樹	10,000	H28. 6. 27	千葉市若葉区大宮台2-23-9	無職	
			碓田　のぼる	11,000	H28. 6. 23	我孫子市緑2-3-3	無職	
			有賀　功子	3,000	H28. 6. 15	四街道市めいわ3-23-10	無職	
			三枝　秀徳	10,000	H28. 7. 6	茂原市高師388-2	無職	
			高橋　宏夫	5,000	H28. 7. 6	成田市橋賀台1-17-17	無職	
			中村　五雄	10,000	H28. 6. 29	船橋市西習志野2-10-2	無職	
			矢野　吉宏	10,000	H28. 6. 22	四街道市千代田4-5-17	無職	
			石田　由紀	10,000	H28. 7. 1	東京都江東区新砂3-4-43-444	無職	
			浦　卓夫	5,000	H28. 6. 26	八千代市村上南5-8-6　レクセルグランデ勝田台303号	無職	
8	0	0	この頁の小計	204,000				
8	1	0	その他の寄附		→ ※ 下記注意（1）参照。			
9	0	0	合計		→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意（1）年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
（2）同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
（3）候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
			寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
			七尾　有美	10,000	H28. 6. 20	松戸市小金65　花の井ビル404	無職	
			笠井　駿	10,000	H28. 6. 22	千葉市若葉区大宮台2-20-4	無職	
			永島　キヨ子	3,000	H28. 6. 16	千葉市稲毛区長沼原町942-63	無職	
			竹内　松直	1,000	H28. 5. 14	夷隅郡大多喜町大多喜183-1	会社員	
			横山　威	50,000	H28. 7. 13	習志野市谷津7-7-63-101	無職	
			杉村　康知	30,000	H28. 7. 1	習志野市大久保1-17-3	無職	
			大槻　厚志	30,000	H28. 8. 1	船橋市西習志野3-20-4	弁護士	
			増澤　誠一	18,000	H28. 7. 17	佐倉市宮ノ台3-18-2	無職	
			後藤　裕造	20,000	H28. 12. 31	佐倉市鏑木町2-9-16	弁護士	
			仁木　利則	200,000	H28. 12. 25	船橋市金杉台1-2-3-204	政党職員	
			小倉　毅	6,000	H28. 11. 29	千葉県栄町酒直604	農業	
			森吉　秀樹	48,000	H28. 11. 29	千葉県印旛郡酒々井町中央台3－1－8－502	団体職員	
			広瀬　清	29,000	H28. 12. 28	松戸市高塚新田631-85	団体職員	
			本原　康雄	86,900	H28. 12. 28	印西市小倉台4-1-3-401	団体職員	
			吉元　伸	50,000	H28. 12. 29	船橋市前原西2-32-5	税理士	
8	0	0	この頁の小計	591,900				
8	1	0	その他の寄附					
9	0	0	合計					

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
			寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
			古瀬　健	5,000	H28.12.21	千葉市稲毛区小中台町365-123	無職	
			辻　秀雄	10,000	H28.7.4	千葉市稲毛区小仲台8-22-16-304	無職	
			逸見　眞一	40,400	H28.12.14	船橋市松が丘4-52-5	無職	
			守川　幸男	60,700	H28.12.30	市原市光風台1-331	弁護士	
			藤野　善夫	60,700	H28.12.30	千葉市若葉区都賀の台4-25-5	弁護士	
			金子　泰夫	44,400	H28.12.16	四街道市大日470-16	無職	
			冨田　登喜子	39,400	H28.12.16	白井市谷田893	無職	
			平形　慎吾	42,600	H28.12.10	船橋市丸山1-32-5	無職	
			中村　敏夫	82,600	H28.12.6	千葉市花見川区検見川町3-316-26	無職	
			谷ヶ崎　温	35,800	H28.11.17	富里市日吉台3-7-1	無職	
			小仲井　博子	5,000	H28.12.28	習志野市花咲1-16-26	税理士	
			清宮　肇	5,000	H28.12.26	佐倉市飯田1659-2	無職	
			遠藤　和孝	5,000	H28.12.26	印西市大森4450-105	無職	
			山本　ちづ子	4,000	H28.12.21	船橋市丸山4-42-1	無職	
			松野尾　宣之	5,000	H28.12.19	船橋市本中山1-1-8	無職	
8	0	0	この頁の小計	445,600				
8	1	0	その他の寄附					
9	0	0	合計					

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その7－1）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
			寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
			長澤　成治	10,000	H28.12.15	船橋市北本町1-18-1-408	無職	
			高吉　俊子	50,000	H28.12.12	袖ケ浦市奈良輪1-1-7	無職	
			佐野　明彦	5,000	H28.12.11	千葉市若葉区原町908-2	無職	
			柴崎　春枝	30,000	H28.12.8	東金市日吉台6-15-10	無職	
			澤田　路子	50,000	H28.12.1	船橋市前原東3-5-2	無職	
			沼波　勇一	3,000,000	H28.9.21	千葉市若葉区高品1060-26	無職	
			元山　健	3,000	H28.7.26	船橋市咲が丘2-10-7	無職	
			中嶋　弘道	20,000	H28.7.8	夷隅郡大多喜町小沢又446	無職	
			花井　左千子	30,000	H28.12.25	習志野市大久保2-10-1	無職	
			星野　允子	50,000	H28.12.25	習志野市東習志野6-6-18	無職	
			中川　勝敏	10,000	H28.12.26	白井市堀込1-5-3-104	市議会議員	
			中小路　純	5,000	H28.7.24	成田市寺台69-1	自営業	
			古賀　純子	5,000	H28.8.15	埼玉県さいたま市見沼区東新井470-1	無職	
			前田　浩	29,800	H28.12.25	東金市宿618-4	政党職員	
			高橋　貞夫	32,000	H28.12.25	船橋市芝山2-5-5-508	無職	
8	0	0	この頁の小計	3,329,800				
8	1	0	その他の寄附					
9	0	0	合計					

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
			寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
			西沢　昭裕	8,400	H28. 2. 18	市原市郡山2-235	無職	
			大西　航	150,000	H28. 12. 15	市川市大野町2-107-2-101	政党職員	
			小松　実	23,000	H28. 11. 21	千葉市花見川区瑞穂2-1-1ガーデンプラザ新検見川21-205	無職	
			山崎　温之	10,700	H28. 12. 29	千葉市稲毛区天台3-14-2	政党職員	
			木幡　充	22,000	H28. 12. 25	千葉市美浜区幸町2-16-7-101	政党職員	
			平井　一隆	300,000	H28. 12. 25	大網白里市大網773-8	政党職員	
			小松　敦	89,000	H28. 11. 29	浦安市入船3-3-2	政党職員	
			永井　出	97,640	H28. 12. 27	四街道市さつきヶ丘11-8	団体職員	
			吉田　隆寛	22,100	H28. 12. 25	千葉市中央区都町2-2-20-201	政党職員	
			矢田　春代	15,800	H28. 12. 25	流山市向小金2-219-1-402	政党職員	
			川俣　進	107,600	H28. 12. 26	船橋市高根台6-6-2　レクセルマンション1-620	政党職員	
			松田　義明	180,000	H28. 12. 25	千葉市稲毛区園生町449-1-3-308	政党職員	
			中嶋　誠	50,000	H28. 12. 25	千葉市花見川区柏井町1533-32	政党職員	
			川副　邦明	250,000	H28. 12. 25	千葉市花見川区朝日ヶ丘3261にれの木台2-7-302	政党職員	
			菅原　功二	276,000	H28. 12. 25	千葉市美浜区高浜5-10-4	政党職員	
8	0	0	この頁の小計	1,602,240				
8	1	0	その他の寄附		→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計		→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
			寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
			杉浦　裕子	21,500	H28.12.25	千葉市美浜区真砂5-16-5-516	団体職員	
			秋元　司	18,400	H28.12.25	千葉市若葉区桜木北3-23-19	団体職員	
			似里 敬之	31,600	H28.12.25	市原市惣社1-12-1-201	団体職員	
			岡田　朝志	381,225	H28.12.27	四街道市大日487－2	医師	
			鈴木　ひとみ	192,725	H28.12.27	千葉市美浜区真砂3-13-6-919	会社員	
			石塚　俊彦	100,620	H28.12.27	千葉市稲毛区緑町1－16－20	会社員	
			渡辺　卓	94,120	H28.12.27	千葉市花見川区幕張町2-1010-49	会社員	
			秋元　稔	22,645	H28.12.27	千葉市若葉区若松町2270	会社員	
			松田　恵子	60,640	H28.12.27	千葉市稲毛区園生町449-1-3-308	看護師	
			本田　睦子	116,925	H28.12.27	印西市戸神台1-1　B301	看護師	
8	0	0	この頁の小計	1,040,400		36183,790		
8	1	0	その他の寄附	35,143,390		→ ※ 下記注意(1)参照。		
9	0	0	合計	58,648,230		→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

(その13-1)

3．支出項目別金額の内訳

（1）支出の総括表

項目					金額 十億	百万	千	円	備考
1 経常経費									
	(1) 人件費	0	1	0			73,101	173	
	(2) 光熱水費	0	2	0			1,673	465	
	(3) 備品・消耗品費	0	3	0			3,829	009	
	(4) 事務所費	0	4	0			15,412	382	
小計 ((1)～(4))		8	0	0			94,016	029	
2 政治活動費					十億	百万	千	円	
	(1) 組織活動費	0	5	0			6,866	240	
	(2) 選挙関係費	0	6	0				0	
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※	0	7	0			22,677	028	
（内訳）	ア 機関紙誌の発行事業費	0	8	0				0	
（内訳）	イ 宣伝事業費	0	9	0			22,677	028	
（内訳）	ウ 政治資金パーティー開催事業費	1	0	0				0	
（内訳）	エ その他の事業費	1	1	0				0	
	(4) 調査研究費	1	2	0			518	973	
	(5) 寄附・交付金	1	3	0			232,216	361	
	(6) その他の経費	1	4	0				0	
小計 ((1)～(6))		8	0	1			262,278	602	うち本部・支部間の交付金合計 232,216,361円
合計		9	0	0			356,294	631	←(800)行と(801)行の合計を記載すること。

※(080)行から(110)行の合計を、(070)行に記載すること

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、（その16）を添付すること。

注意　支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その 14)、(その 15-1)及び(その 15-2)の注意書きを参照。

団体区分	個別に記載する金額		経常経費内訳書(その 14)	政治活動費内訳書(その 15-1)	政治活動費内訳書(その 15-2)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	「コピー機により複写した領収書の写し」が必要	必要	必要	政治資金パーティーを開催した場合に必要
上記以外の政治団体(政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出		不要 ※資金管理団体は必要		

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） (1) 組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　組織対策費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
寄附（支度金）			150,	000	H28. 12. 12	小野里　定良	我孫子市湖北台7-20-84-408	
寄附（支度金）			150,	000	H28. 12. 20	上野　洋嗣	八千代市大和田新田156-49	
寄附（支度金）			150,	000	H28. 12. 20	大西　航	市川市大野町2-107-2-101	
寄附（支度金）			150,	000	H28. 12. 22	大野　隆	千葉市花見川区幕張本郷5-2-20林田コーポ202	
寄附（支度金）			150,	000	H28. 12. 22	飯島　誠之助	千葉市緑区高津戸町682-3	
寄附（支度金）			150,	000	H28. 12. 24	深津　俊郎	船橋市海神3-23-35	
寄附（支度金）			150,	000	H28. 12. 24	渡辺　正二	東京都江戸川区春江町3-3-20	
寄附（支度金）			150,	000	H28. 12. 24	笠原　正実	銚子市笠上町6017	
寄附（支度金）			150,	000	H28. 12. 24	椎名　史明	茂原市八幡原404-1	
寄附（支度金）			150,	000	H28. 12. 26	渡部　隆夫	松戸市仲井町3-65	
寄附（支度金）			150,	000	H28. 12. 28	鴨志田　安代	富津市亀田348-34	
寄附（支度金）			150,	000	H28. 12. 30	浦野　真	松戸市常盤平7-2　2-7-302	
この頁の小計		1,	800,	000				
その他の支出								
合計								

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○) (1) 組織活動費 2．選挙関係費 3．機関紙誌の発行事業費 4．宣伝事業費 5．その他の事業費 6．調査研究費 7．寄附・交付金 8．その他の経費	項目別区分小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 （ 組織対策費 ）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
会費	270,000	H28.1.20	原水爆禁止千葉県協議会	千葉市花見川区幕張町4-524-2	
〃	90,000	H28.4.6	原水爆禁止千葉県協議会	千葉市花見川区幕張町4-524-2	
〃	90,000	H28.6.9	原水爆禁止千葉県協議会	千葉市花見川区幕張町4-524-2	
〃	63,000	H28.9.26	千葉県革新懇	千葉市中央区長洲1-10-8自治体福祉センター３Ｆ	
この頁の小計	513,000				
その他の支出	3,958,160				
合計	6,271,160				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（2） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　行事費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
会場費	143,680	H28.9.7	青葉の森公園　芸術文化ホール	千葉市中央区青葉町977番1号	
〃	159,800	H28.10.4	青葉の森公園　芸術文化ホール	千葉市中央区青葉町977番1号	
この頁の小計	303,480				
その他の支出	0				
合計	303,480				

※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　渉外費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
仲介手数料	291,600	H28.2.25	株式会社ラーバン	東京都新宿区四谷2-12　まつもとビル	
この頁の小計	291,600				
その他の支出	0				
合計	291,600				

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表（その15-2）へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　　5．その他の事業費 2．選挙関係費　　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　　7．寄附・交付金 ④ 宣伝事業費　　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （宣伝用自動車の維持費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
自動車の整備・修理代	57,123	H28.9.13	寿通信機株式会社	東京都渋谷区笹塚1-41-3	
〃	95,293	H28.3.17	ファインオートサービス　代表　飯島誠之助	千葉市美浜区新港139-7	
〃	73,440	H28.9.13	ファインオートサービス　代表　飯島誠之助	千葉市美浜区新港139-7	
〃	126,280	H28.11.25	株式会社フジオート	千葉市稲毛区作草部町1308-4	
この頁の小計	352,136				
その他の支出	0				
合計	352,136				

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 ④ 宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （ 新聞広告費 ）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
新聞折込代	1,334,880	H28.7.15	株式会社朝日オリコミ	東京都中央区築地5-3-2朝日新聞社新館11階	
〃	432,000	H28.7.15	株式会社毎日広告社　千葉支社	千葉市中央区新田町12-1トーシン千葉ビル3F	
〃	432,000	H28.7.19	株式会社千葉東京広告社	千葉市中央区中央3-5-7ニチメン千葉中央ハイツ605	
この頁の小計	2,198,880				
その他の支出	15,184				
合計	2,214,064				

→※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 ④ 宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （ ビラ等作成費 ）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
印刷代	1,466,262	H28.1.29	有限会社裕和印刷	東京都板橋区中丸町29-8	
〃	134,524	H28.3.29	有限会社裕和印刷	東京都板橋区中丸町29-8	
〃	334,891	H28.6.9	有限会社裕和印刷	東京都板橋区中丸町29-8	
〃	87,210	H28.7.15	有限会社裕和印刷	東京都板橋区中丸町29-8	
〃	1,000,000	H28.7.28	有限会社裕和印刷	東京都板橋区中丸町29-8	
〃	500,000	H28.7.29	有限会社裕和印刷	東京都板橋区中丸町29-8	
印刷代	5,000,000	H28.8.25	株式会社きかんし	東京都江東区辰巳2-8-21	
〃	2,000,000	H28.9.26	株式会社きかんし	東京都江東区辰巳2-8-21	
〃	2,306,435	H28.12.26	株式会社きかんし	東京都江東区辰巳2-8-21	
印刷代	77,760	H28.6.9	有限会社草の実工房すずき印刷	船橋市習志野台8-30-11	
この頁の小計	12,907,082				
その他の支出					
合計					

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　　5．その他の事業費 2．選挙関係費　　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　　7．寄附・交付金 ④ 宣伝事業費　　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （ ビラ等作成費 ）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
印刷代	380,700	H28.6.9	有限会社マニワ綜合企画	千葉市花見川区幕張町2-2486-2	
〃	1,207,980	H28.7.16	有限会社マニワ綜合企画	千葉市花見川区幕張町2-2486-2	
この頁の小計	1,588,680				
その他の支出	5,615,066				
合計	20,110,828				

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　⑥ 調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　書籍購入費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	518,973				
合計	518,973				

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　(7) 寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　納付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億 百万 千 円				
納付金	4,120,170	H28.1.29	日本共産党中央委員会	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-26-7	
〃	3,526,459	H28.2.29	〃	〃	
〃	3,470,294	H28.3.31	〃	〃	
〃	4,187,048	H28.4.28	〃	〃	
〃	3,647,043	H28.5.31	〃	〃	
〃	3,625,655	H28.6.30	〃	〃	
〃	4,092,267	H28.7.29	〃	〃	
〃	3,526,786	H28.8.31	〃	〃	
〃	3,624,100	H28.9.30	〃	〃	
〃	3,620,201	H28.10.31	〃	〃	
〃	6,204,461	H28.11.30	〃	〃	
〃	4,710,167	H28.12.30	〃	〃	
この頁の小計	48,354,651				
その他の支出	0				
合計	48,354,651				

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

中

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　　5．その他の事業費 2．選挙関係費　　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　　(7) 寄附・交付金 4．宣伝事業費　　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億 百万 千 円				
交付金	3,369,927	H28. 1. 29	日本共産党千葉県中部地区委員会	千葉市花見川区検見川町5-255-1	
〃	3,673,196	H28. 2. 29	〃	〃	
〃	3,146,608	H28. 3. 31	〃	〃	
〃	3,134,700	H28. 4. 28	〃	〃	
〃	3,130,930	H28. 5. 31	〃	〃	
〃	3,157,405	H28. 6. 30	〃	〃	
〃	3,289,795	H28. 7. 29	〃	〃	
〃	3,150,931	H28. 8. 31	〃	〃	
〃	3,052,875	H28. 9. 30	〃	〃	
〃	3,049,529	H28. 10. 31	〃	〃	
〃	3,072,438	H28. 11. 30	〃	〃	
〃	3,057,968	H28. 12. 30	〃	〃	
この頁の小計	38,286,302				
その他の支出					
合計					

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　⑦ 寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交付金		2,	632,	263	H28. 1. 29	日本共産党千葉県西部地区委員会	船橋市二和東6-41-20	
〃		2,	434,	987	H28. 2. 29	〃	〃	
〃		2,	399,	022	H28. 3. 31	〃	〃	
〃		2,	398,	684	H28. 4. 28	〃	〃	
〃		2,	431,	059	H28. 5. 31	〃	〃	
〃		2,	421,	968	H28. 6. 30	〃	〃	
〃		2,	526,	308	H28. 7. 29	〃	〃	
〃		2,	361,	019	H28. 8. 31	〃	〃	
〃		2,	357,	960	H28. 9. 30	〃	〃	
〃		2,	348,	235	H28. 10. 31	〃	〃	
〃		2,	364,	526	H28. 11. 30	〃	〃	
〃		2,	347,	128	H28. 12. 30	〃	〃	
この頁の小計		29,	023,	159				
その他の支出								
合計								

→※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　　5．その他の事業費 2．選挙関係費　　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　　(7) 寄附・交付金 4．宣伝事業費　　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億 百万 千 円				
交付金	1,277,860	H28.1.29	日本共産党千葉県市川・浦安地区委員会	市川市八幡2-8-2	
〃	1,199,337	H28.2.29	〃	〃	
〃	1,187,608	H28.3.31	〃	〃	
〃	1,189,999	H28.4.28	〃	〃	
〃	1,195,257	H28.5.31	〃	〃	
〃	1,192,620	H28.6.30	〃	〃	
〃	1,248,184	H28.7.29	〃	〃	
〃	1,156,247	H28.8.31	〃	〃	
〃	1,152,204	H28.9.30	〃	〃	
〃	1,161,755	H28.10.31	〃	〃	
〃	1,157,330	H28.11.30	〃	〃	
〃	1,151,086	H28.12.30	〃	〃	
この頁の小計	14,269,487				
その他の支出					
合計					

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　(7) 寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交付金	1,741,872	H28.1.29	日本共産党千葉県松戸・鎌ヶ谷地区委員会	松戸市千駄堀1810-2	
〃	1,594,025	H28.2.29	〃	〃	
〃	1,571,694	H28.3.31	〃	〃	
〃	1,569,650	H28.4.28	〃	〃	
〃	1,637,134	H28.5.31	〃	〃	
〃	1,569,421	H28.6.30	〃	〃	
〃	1,649,544	H28.7.29	〃	〃	
〃	1,554,352	H28.8.31	〃	〃	
〃	1,545,225	H28.9.30	〃	〃	
〃	1,549,287	H28.10.31	〃	〃	
〃	1,557,459	H28.11.30	〃	〃	
〃	1,554,814	H28.12.30	〃	〃	
この頁の小計	19,094,477				
その他の支出					
合計					

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　⑦ 寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億 百万 千 円				
交付金	2,346,316	H28.1.29	日本共産党千葉県東葛地区委員会	柏市増尾台1-2-16	
〃	2,184,553	H28.2.29	〃	〃	
〃	2,178,853	H28.3.31	〃	〃	
〃	2,152,526	H28.4.28	〃	〃	
〃	2,191,921	H28.5.31	〃	〃	
〃	2,156,616	H28.6.30	〃	〃	
〃	2,269,257	H28.7.29	〃	〃	
〃	2,105,223	H28.8.31	〃	〃	
〃	2,166,472	H28.9.30	〃	〃	
〃	2,003,830	H28.10.31	〃	〃	
〃	1,937,805	H28.11.30	〃	〃	
〃	2,281,443	H28.12.30	〃	〃	
この頁の小計	25,974,815				
その他の支出					
合計					

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　⑦ 寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交付金	1,395,668	H28.1.29	日本共産党千葉県印旛地区委員会	佐倉市鏑木町487-5	
〃	1,155,363	H28.2.29	〃	〃	
〃	1,093,172	H28.3.31	〃	〃	
〃	1,070,698	H28.4.28	〃	〃	
〃	1,106,365	H28.5.31	〃	〃	
〃	1,085,522	H28.6.30	〃	〃	
〃	1,120,704	H28.7.29	〃	〃	
〃	1,071,321	H28.8.31	〃	〃	
〃	1,057,760	H28.9.30	〃	〃	
〃	1,008,696	H28.10.31	〃	〃	
〃	1,064,540	H28.11.30	〃	〃	
〃	1,162,823	H28.12.30	〃	〃	
この頁の小計	13,392,632				
その他の支出					
合計					

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　⑦ 寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交付金		1,	370,	060	H28. 1. 29	日本共産党千葉県北部地区委員会	旭市口1404-1	
〃		1,	103,	209	H28. 2. 29	〃	〃	
〃		1,	096,	300	H28. 3. 31	〃	〃	
〃		1,	083,	076	H28. 4. 28	〃	〃	
〃		1,	099,	306	H28. 5. 31	〃	〃	
〃		1,	075,	805	H28. 6. 30	〃	〃	
〃		1,	108,	735	H28. 7. 29	〃	〃	
〃		1,	031,	557	H28. 8. 31	〃	〃	
〃		1,	007,	446	H28. 9. 30	〃	〃	
〃			997,	505	H28. 10. 31	〃	〃	
〃			999,	824	H28. 11. 30	〃	〃	
〃		1,	070,	698	H28. 12. 30	〃	〃	
この頁の小計		13,	043,	521				
その他の支出								
合計								

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　　5．その他の事業費 2．選挙関係費　　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　　(7) 寄附・交付金 4．宣伝事業費　　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交付金	1,863,981	H28.1.29	日本共産党千葉県東部地区委員会	茂原市高師571-6	
〃	1,697,091	H28.2.29	〃	〃	
〃	1,687,295	H28.3.31	〃	〃	
〃	1,684,257	H28.4.28	〃	〃	
〃	1,676,684	H28.5.31	〃	〃	
〃	1,680,446	H28.6.30	〃	〃	
〃	1,710,802	H28.7.29	〃	〃	
〃	1,662,307	H28.8.31	〃	〃	
〃	1,661,627	H28.9.30	〃	〃	
〃	1,659,921	H28.10.31	〃	〃	
〃	1,661,999	H28.11.30	〃	〃	
〃	1,592,043	H28.12.30	〃	〃	
この頁の小計	20,238,453				
その他の支出					
合計					

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（2） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　(7) 寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億 百万 千 円				
交付金	1,061,895	H28.1.29	日本共産党千葉県南部地区委員会	木更津市新宿12-9	
〃	870,997	H28.2.29	〃	〃	
〃	872,540	H28.3.31	〃	〃	
〃	857,757	H28.4.28	〃	〃	
〃	860,753	H28.5.31	〃	〃	
〃	866,535	H28.6.30	〃	〃	
〃	896,713	H28.7.29	〃	〃	
〃	862,744	H28.8.31	〃	〃	
〃	869,294	H28.9.30	〃	〃	
〃	819,823	H28.10.31	〃	〃	
〃	849,784	H28.11.30	〃	〃	
〃	850,029	H28.12.30	〃	〃	
この頁の小計	10,538,864				
その他の支出	0				
合計	183,861,710				

→※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その16）

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額 十億	百万	千	円	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			納付金		4,	120,	170	H28. 1. 29	日本共産党中央委員会	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-26-7	
			〃		3,	526,	459	H28. 2. 29	〃	〃	
			〃		3,	470,	294	H28. 3. 31	〃	〃	
			〃		4,	187,	048	H28. 4. 28	〃	〃	
			〃		3,	647,	043	H28. 5. 31	〃	〃	
			〃		3,	625,	655	H28. 6. 30	〃	〃	
			〃		4,	092,	267	H28. 7. 29	〃	〃	
			〃		3,	526,	786	H28. 8. 31	〃	〃	
			〃		3,	624,	100	H28. 9. 30	〃	〃	
			〃		3,	620,	201	H28. 10. 31	〃	〃	
			〃		6,	204,	461	H28. 11. 30	〃	〃	
			〃		4,	710,	167	H28. 12. 30	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計		48,	354,	651				
9	0	0	合計								

中

(その16)

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額 十億	百万	千	円	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			交付金		3,	369,	927	H28. 1. 29	日本共産党千葉県中部地区委員会	千葉市花見川区検見川町5-255-１	
			〃		3,	673,	196	H28. 2. 29	〃	〃	
			〃		3,	146,	608	H28. 3. 31	〃	〃	
			〃		3,	134,	700	H28. 4. 28	〃	〃	
			〃		3,	130,	930	H28. 5. 31	〃	〃	
			〃		3,	157,	405	H28. 6. 30	〃	〃	
			〃		3,	289,	795	H28. 7. 29	〃	〃	
			〃		3,	150,	931	H28. 8. 31	〃	〃	
			〃		3,	052,	875	H28. 9. 30	〃	〃	
			〃		3,	049,	529	H28. 10. 31	〃	〃	
			〃		3,	072,	438	H28. 11. 30	〃	〃	
			〃		3,	057,	968	H28. 12. 30	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計		38,	286,	302				
9	0	0	合計								

(その16)

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額 十億	百万	千	円	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			交付金		2,	632,	263	H28. 1. 29	日本共産党千葉県西部地区委員会	船橋市二和東6-41-20	
			〃		2,	434,	987	H28. 2. 29	〃	〃	
			〃		2,	399,	022	H28. 3. 31	〃	〃	
			〃		2,	398,	684	H28. 4. 28	〃	〃	
			〃		2,	431,	059	H28. 5. 31	〃	〃	
			〃		2,	421,	968	H28. 6. 30	〃	〃	
			〃		2,	526,	308	H28. 7. 29	〃	〃	
			〃		2,	361,	019	H28. 8. 31	〃	〃	
			〃		2,	357,	960	H28. 9. 30	〃	〃	
			〃		2,	348,	235	H28. 10. 31	〃	〃	
			〃		2,	364,	526	H28. 11. 30	〃	〃	
			〃		2,	347,	128	H28. 12. 30	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計		29,	023,	159				
9	0	0	合計								

(その16)

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			交付金	1,277,860	H28.1.29	日本共産党千葉県市川・浦安地区委員会	市川市八幡2-8-2	
			〃	1,199,337	H28.2.29	〃	〃	
			〃	1,187,608	H28.3.31	〃	〃	
			〃	1,189,999	H28.4.28	〃	〃	
			〃	1,195,257	H28.5.31	〃	〃	
			〃	1,192,620	H28.6.30	〃	〃	
			〃	1,248,184	H28.7.29	〃	〃	
			〃	1,156,247	H28.8.31	〃	〃	
			〃	1,152,204	H28.9.30	〃	〃	
			〃	1,161,755	H28.10.31	〃	〃	
			〃	1,157,330	H28.11.30	〃	〃	
			〃	1,151,086	H28.12.30	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計	14,269,487				
9	0	0	合計					

（その16）

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額 十億	百万	千	円	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			交付金		1,	741,	872	H28. 1. 29	日本共産党千葉県松戸・鎌ヶ谷地区委員会	松戸市千駄堀1810-2	
			〃		1,	594,	025	H28. 2. 29	〃	〃	
			〃		1,	571,	694	H28. 3. 31	〃	〃	
			〃		1,	569,	650	H28. 4. 28	〃	〃	
			〃		1,	637,	134	H28. 5. 31	〃	〃	
			〃		1,	569,	421	H28. 6. 30	〃	〃	
			〃		1,	649,	544	H28. 7. 29	〃	〃	
			〃		1,	554,	352	H28. 8. 31	〃	〃	
			〃		1,	545,	225	H28. 9. 30	〃	〃	
			〃		1,	549,	287	H28. 10. 31	〃	〃	
			〃		1,	557,	459	H28. 11. 30	〃	〃	
			〃		1,	554,	814	H28. 12. 30	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計		19,	094,	477				
9	0	0	合計								

(その16)

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額 十億	百万	千	円	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			交付金		2,	346,	316	H28. 1. 29	日本共産党千葉県東葛地区委員会	柏市増尾台1-2-16	
					2,	184,	553	H28. 2. 29	〃	〃	
			〃		2,	178,	853	H28. 3. 31	〃	〃	
			〃		2,	152,	526	H28. 4. 28	〃	〃	
			〃		2,	191,	921	H28. 5. 31	〃	〃	
			〃		2,	156,	616	H28. 6. 30	〃	〃	
			〃		2,	269,	257	H28. 7. 29	〃	〃	
			〃		2,	105,	223	H28. 8. 31	〃	〃	
			〃		2,	166,	472	H28. 9. 30	〃	〃	
			〃		2,	003,	830	H28. 10. 31	〃	〃	
			〃		1,	937,	805	H28. 11. 30	〃	〃	
			〃		2,	281,	443	H28. 12. 30	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計		25,	974,	815				
9	0	0	合計								

(その16)

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
				十億 百万 千 円				
			交付金	1,395,668	H28.1.29	日本共産党千葉県印旛地区委員会	柏市増尾台1-2-16	
			〃	1,155,363	H28.2.29	〃	〃	
			〃	1,093,172	H28.3.31	〃	〃	
			〃	1,070,698	H28.4.28	〃	〃	
			〃	1,106,365	H28.5.31	〃	〃	
			〃	1,085,522	H28.6.30	〃	〃	
			〃	1,120,704	H28.7.29	〃	〃	
			〃	1,071,321	H28.8.31	〃	〃	
			〃	1,057,760	H28.9.30	〃	〃	
			〃	1,008,696	H28.10.31	〃	〃	
			〃	1,064,540	H28.11.30	〃	〃	
			〃	1,162,823	H28.12.30	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計	13,392,632				
9	0	0	合計					

（その16）

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額 十億	百万	千	円	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			交付金		1,	370,	060	H28. 1. 29	日本共産党千葉県北部地区委員会	旭市ロ1404-1	
			〃		1,	103,	209	H28. 2. 29	〃	〃	
			〃		1,	096,	300	H28. 3. 31	〃	〃	
			〃		1,	083,	076	H28. 4. 28	〃	〃	
			〃		1,	099,	306	H28. 5. 31	〃	〃	
			〃		1,	075,	805	H28. 6. 30	〃	〃	
			〃		1,	108,	735	H28. 7. 29	〃	〃	
			〃		1,	031,	557	H28. 8. 31	〃	〃	
			〃		1,	007,	446	H28. 9. 30	〃	〃	
			〃			997,	505	H28. 10. 31	〃	〃	
			〃			999,	824	H28. 11. 30	〃	〃	
			〃		1,	070,	698	H28. 12. 30	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計		13,	043,	521				
9	0	0	合計								

(その16)

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額 十億	百万	千	円	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			交付金		1,	863,	981	H28. 1. 29	日本共産党千葉県東部地区委員会	茂原市高師571-6	
			〃		1,	697,	091	H28. 2. 29	〃	〃	
			〃		1,	687,	295	H28. 3. 31	〃	〃	
			〃		1,	684,	257	H28. 4. 28	〃	〃	
			〃		1,	676,	684	H28. 5. 31	〃	〃	
			〃		1,	680,	446	H28. 6. 30	〃	〃	
			〃		1,	710,	802	H28. 7. 29	〃	〃	
			〃		1,	662,	307	H28. 8. 31	〃	〃	
			〃		1,	661,	627	H28. 9. 30	〃	〃	
			〃		1,	659,	921	H28. 10. 31	〃	〃	
			〃		1,	661,	999	H28. 11. 30	〃	〃	
			〃		1,	592,	043	H28. 12. 30	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計		20,	238,	453				
9	0	0	合計								

(その16)

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額 十億	百万	千	円	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			交付金		1,	061,	895	H28. 1. 29	日本共産党千葉県南部地区委員会	木更津市新宿12-9	
			〃			870,	997	H28. 2. 29	〃	〃	
			〃			872,	540	H28. 3. 31	〃	〃	
			〃			857,	757	H28. 4. 28	〃	〃	
			〃			860,	753	H28. 5. 31	〃	〃	
			〃			866,	535	H28. 6. 30	〃	〃	
			〃			896,	713	H28. 7. 29	〃	〃	
			〃			862,	744	H28. 8. 31	〃	〃	
			〃			869,	294	H28. 9. 30	〃	〃	
			〃			819,	823	H28. 10. 31	〃	〃	
			〃			849,	784	H28. 11. 30	〃	〃	
			〃			850,	029	H28. 12. 30	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計		10,	538,	864				
9	0	0	合計		232,	216,	361				

(その17)

資　産　等　の　状　況

全団体必要

1　資産等の総括表

資産等の有無						
資産等の項目別区分	14		16	有 ※注(3)参照 88	無	備考
ア　土地	0	1	0	☑	☐	
イ　建物	0	2	0	☑	☐	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	0	3	0	☐	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	0	4	0	☑	☐	
オ　預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	0	5	0	☐	☑	
カ　金銭信託	0	6	0	☐	☑	
キ　有価証券	0	7	0	☐	☑	
ク　出資による権利	0	8	0	☐	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	0	9	0	☐	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	1	0	0	☐	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	1	1	0	☐	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	1	2	0	☐	☑	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。
(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。
(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

(その18)

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳				項目別区分	(該当する項目に○) (01) 土地　04 動産　07 有価証券　10 敷金 02 建物　05 預金等　08 出資　11 会員権等 03 地上権等　06 金銭信託　09 貸付金　12 借入金					
			摘　　要	金　　額					年月日	備　　考
				十億	百万	千	円			
			千葉市中央区登戸３３３番		2,	889,	190		1961.9.25	146.12㎡
8	0	0	この頁の小計			2,	889,	190		
9	0	0	合計			2,	889,	190		

注意(1)資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。
　　(2)「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

(その18)

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳				項目別区分	(該当する項目に○) 01 土地　04 動産　07 有価証券　10 敷金 (02) 建物　05 預金等　08 出資　11 会員権等 03 地上権等　06 金銭信託　09 貸付金　12 借入金		
			摘　　要	金　　額		年月日	備　　考
			千葉市中央区新千葉3-16-15	30,000,000		1961.9.25	485.35㎡
8	0	0	この頁の小計	30,000,000			
9	0	0	合　　計	30,000,000			

注意(1)資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。
(2)「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

(その18)

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳				項目別区分	(該当する項目に○) 01 土地　(04) 動産　07 有価証券　10 敷金 02 建物　05 預金等　08 出資　11 会員権等 03 地上権等　06 金銭信託　09 貸付金　12 借入金		
			摘要		金額	年月日	備考
			宣伝車		5,559,260	H22.8.5	宣伝車1台
8	0	0	この頁の小計		5,559,260		
9	0	0	合計		5,559,260		

注意(1)資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。
(2)「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

（その20）

全団体必要

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

☑ 領収書等の写し

☐ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

※添付した書類の「☐」に「✓」を付すこと。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 29 年 3 月 30 日

政治団体の名称　**日本共産党千葉県委員会**

会計責任者の氏名　**松田　義明**　㊞

（以下は解散届提出時のみ記入）

（代表者の氏名　　㊞）

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要